☆添付書類について

療養費の種類により添付書類が異なります。下記をご確認のうえ提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 療養費の種類 | 添　付　書　類 |
| 立替払等 | ■　診療明細書医療機関等で発行された診療明細書を添付してください。■　領収（明細）書診療に要した費用額が記載された領収（明細）書の原本を添付してください。【海外で診療を受けた場合】■　「診療内容明細書」及び「領収明細書」海外の病院等で発行された「診療内容明細書」及び「領収明細書」の原本を添付してください。なお、これらの明細書が外国語で記載されている場合は、「翻訳文」を添付してください。（翻訳文には、翻訳者が署名し、住所及び電話番号を明記してください。） |
| 治療用装具 | ■　医師の意見（医証）等○　医療機関等が発行した「医師の意見書（医証）」を添付して下さい。○　小児弱視等の治療用眼鏡等の場合は、医師の「眼鏡等作成指示書」を添付してください。■　見積書・請求書・領収書装具や眼鏡等の名称、種類及びその内訳別の費用額が記載された見積書・請求書・領収書の原本を添付してください。■　検査書（小児弱視等の治療用眼鏡等の場合）「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合は、視力等の検査結果の写しを添付してください。 |

☆療養費の支給要件等

■ 療養費の支給要件

医療保険では、保険医療機関等の窓口にマイナ保険証または資格確認書を提示すれば、一定割合の自己負担金で診察や治療を受けたり、薬剤の提供を受けたりすることができます。しかし、やむを得ない事情により自費で受診したときなどは、その費用のうち医師国保組合がやむを得ないと認めた分については、療養費として後から払い戻されます。

■　療養費が支給される場合

○　マイナ保険証を保有しておらず、資格確認書の交付を受ける前に傷病にかかり、被保険者資格があることを証明できないため、自費で診療を受けたとき

○　近くに保険医療機関がなく、緊急を要するためやむを得ず保険医療機関でない医療機関で診療を受けたときなど医師国保組合がやむを得ない理由があったと認めたとき

○　医師の指示により、コルセット、関節固定器や義手、義足、義眼などの治療のため必要な装具を購入、装着したとき

○　９歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき

○　生血液の輸血を受けたとき

○　海外で診療を受けたときなど

■　療養費の支給額

医師国保組合が医療保険の基準で計算した額（実際に支払った額を超える場合は、実際に支払った額）から、その額に一部負担割合を乗じた額を差し引いた額が療養費として支給されます。